

一般社団法人日本家政学会九州支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ

1. 理事候補者の選出について

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第5条に基づき、九州支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうち1名は九州支部内規第2条で選出された支部長とする。

2. 選出の方法について

- (1) 支部役員会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員または支部役員を2期以上経験した者を理事候補者として推薦する。
- (2) 本支部正会員は、投票要領に基づき投票し、理事候補者を選出する。

3. 投票要領について

投票の都度、本支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、支部役員会の議を経て行う。

附則

- (1) この申し合わせは、平成23年5月14日から施行する。
- (2) 改正 平成24年9月28日

一般社団法人日本家政学会九州支部理事候補者選出要領

1. 平成〇・〇年度理事候補者選出数

九州支部枠は※名ですが、このうち1名は支部長とすることが、本支部の申し合わせに記載されています。したがって、今回の選出数は□名のみです。

2. 投票方法

- (1) 九州支部の理事候補者についてのみ投票してください。
- (2) 投票用紙には、支部から推薦された次期理事被候補者の候補者名が印刷されています。理事候補者として適任と認められる者の記入欄に、○印を□つ記入してください。
- (3) 記入した○印が□つより多ければ無効になります。
- (4) 投票は無記名です。

3. 投票

この用紙の表面が理事候補者選出用の投票用紙となっています。「2. 投票方法」に基づいて、期日までに同封の封筒で返信してください。

投票締切日：平成 年 月 日（必着）

投票送付先：一般社団法人日本家政学会九州支部事務所気付
日本家政学会九州支部選挙管理員会宛